

第 5 次朝霞市総合計画 後期基本計画 序論（案）

第5次朝霞市総合計画 後期基本計画 冊子構成（案）

第Ⅰ部 総論

第1章 総合計画について

1 総合計画の目的と経緯

2 総合計画の構成と期間

第2章 総合計画策定の背景・前提

1 朝霞市の概況

2 人口・財政・都市計画に関する整理

3 社会の潮流・まちづくりの課題

第Ⅱ部 基本構想

第1章 基本構想について

第2章 朝霞市の将来像

第3章 政策を立案・推進する際の留意点（ポイント）

第4章 政策分野（ジャンル）

※基本構想策定時（平成28年3月時点）
と同じ内容を掲載します。

第Ⅲ部 後期基本計画

序論

1 後期基本計画の目的と経緯

2 総合計画の構成と後期基本計画の期間

3 人口・財政・都市計画に関する整理

4 社会の潮流、まちづくりの課題

5 SDGsの視点を踏まえた施策の推進

序章 後期基本計画について

1 後期基本計画の概要

2 後期基本計画の考え方

3 財政見通し

4 施策体系

※本資料「序論（案）」に該当する部分です。

第1章 災害対策・防犯・市民生活

第2章 健康・福祉

第3章 教育・文化

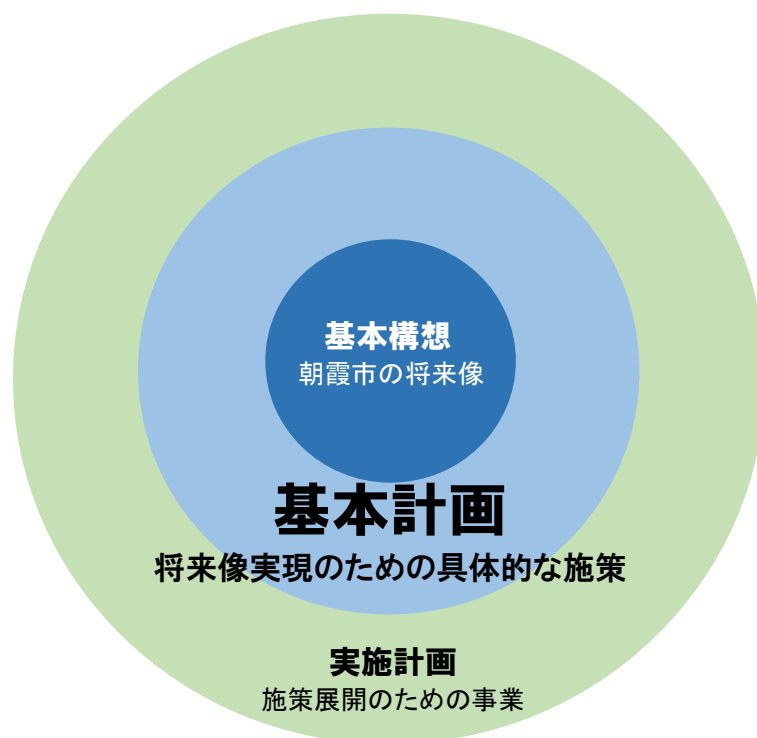
第4章 環境・コミュニティ

第5章 都市基盤・産業振興

第6章 基本構想を推進するために

資料編

第Ⅲ部 後期基本計画



序論

1 後期基本計画の目的と経緯

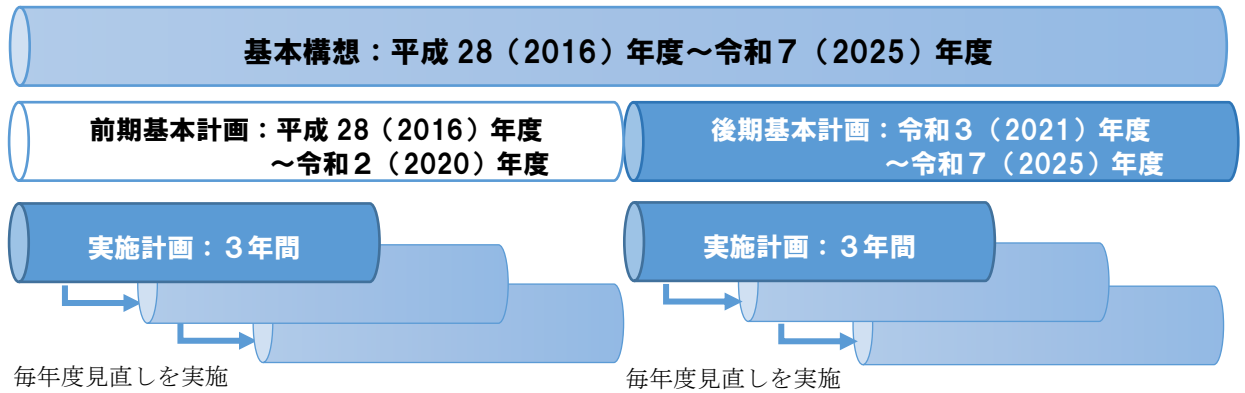
朝霞市総合計画は、本市におけるまちづくりの最上位に位置づけられる計画です。中・長期的な視点から市民の皆さんと市がともに目標とする将来像を描き、その実現に向けて、将来の行政需要やまちづくりの方向性などを総合的、体系的に示しています。

本市ではこれまでに、昭和 50（1975）年から平成 18（2006）年まで、おおむね 10 年ごとに第 1 次から第 4 次まで策定し、計画的な市政運営に努めてきました。その後、平成 28（2016）年度を初年度とする第 5 次総合計画前期基本計画を策定し、各種施策を計画的に実施してきました。

令和 2（2020）年度末で前期基本計画の 5 年間の計画期間が終了することから、引き続き計画的に施策を実施していくため、令和 3（2021）年度からの 5 年間に、後期基本計画を策定します。

2 総合計画の構成と後期基本計画の期間

【基本構想・基本計画・実施計画の計画期間】



3 人口・財政・都市計画に関する整理

第5次総合計画の後期基本計画を検討する際の基本的なデータとして、人口・財政・都市計画の3つの観点から本市の現状を確認し、課題を整理しました。

(1) 人口

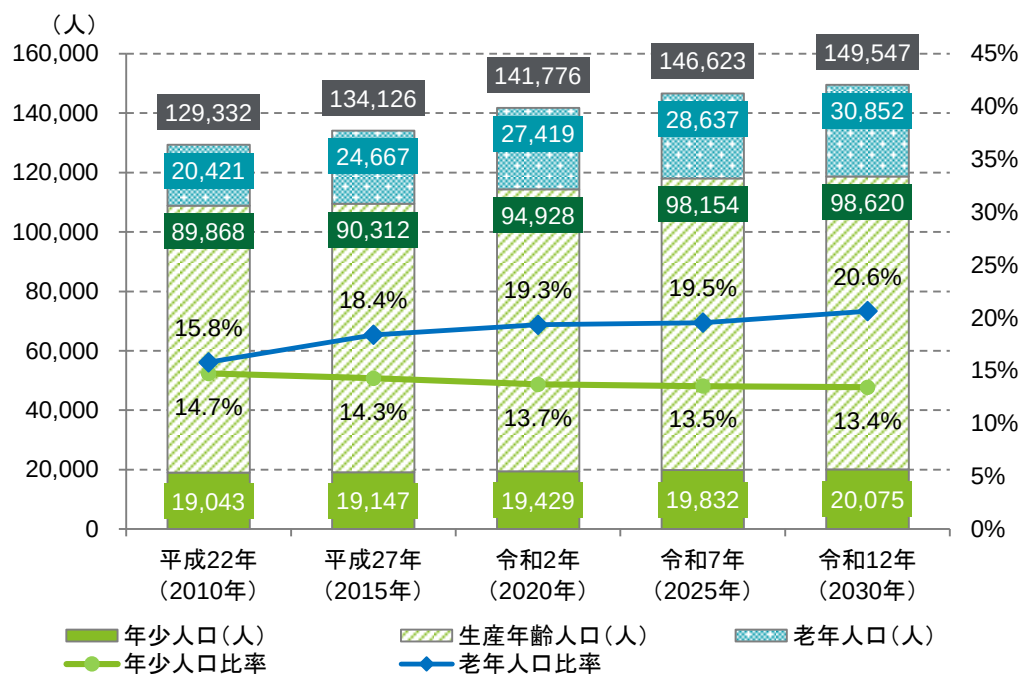
■ 人口動態・将来人口推計

全国的には人口の減少局面へと移行していますが、本市の総人口は今後もしばらく増加傾向で推移すると見込まれます。

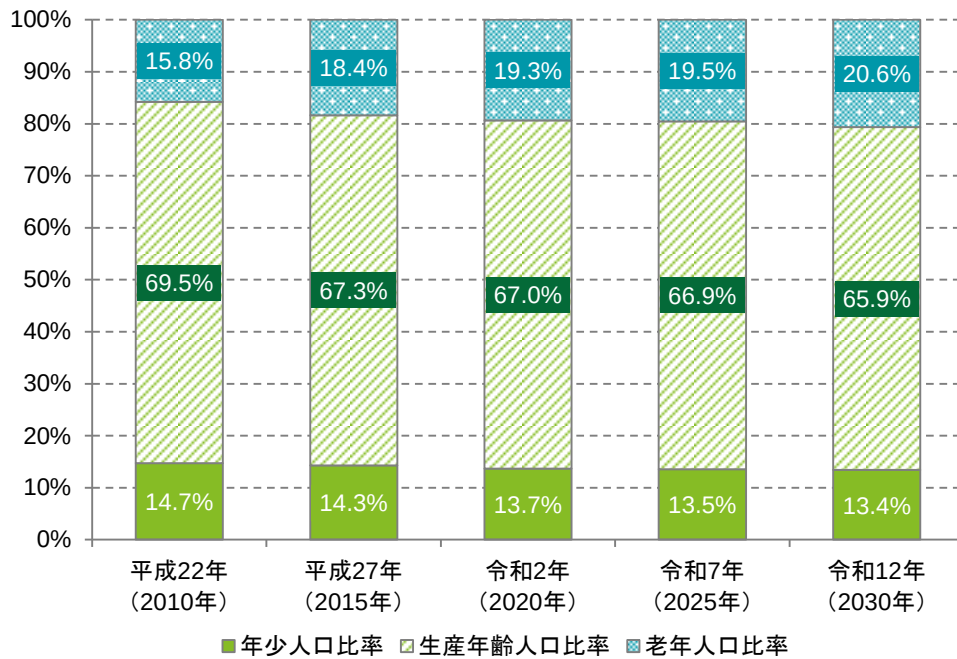
人口構成比をみると、年少人口は減少傾向、老年人口は増加傾向にあり、少子高齢化の進展が予想されます。

【本市の人口の推移と将来推計】

(年齢3区分別人口の推移)



(年齢 3 区分別人口比率の推移)



推計の条件

データ出典	総務省「住民基本台帳」
基準日	各年 1 月 1 日
期間	令和 2 (2020) 年以前の実績値を用い、推計は、令和 7 (2025) 年以降、令和 42 (2060) 年まで、1 年ごとに、男女 1 歳階級別に実施
移動率	平成 22 (2010) 年から令和 2 (2020) 年までの毎年の人口動態の比率を平均 (10 か年分) して算出
生残率	厚生労働省の第 22 回完全生命表 (平成 27 年国勢調査人口を基に作成) の生残率を活用
出生時の男女性比	国立社会保障・人口問題研究所が平成 30 (2018) 年に公表した朝霞市男女性比 (男 105.2 : 女 100)
社会移動 (移動率の補正)	転入出者数が人口に占める割合に比例して、純移動率は令和 42 (2060) 年までにかけて、推計開始時の 40.6%まで低下するよう補正
合計特殊出生率	令和 22 (2040) 年までに 1.6 に達し、以後一定

(2) 財政

■ 歳入、歳出

歳入の5割以上を占める市税は、リーマンショックの影響により平成22年度に大きく落ち込んだものの、近年はリーマンショック前の水準以上に回復してきています。しかしながら、全国的に人口減少が進む中、本市の人口は、暫くは増加傾向が続くものの、生産年齢人口比率は減少傾向にあり、市税をはじめ自主財源の大幅な伸びは期待できないと見込まれます。

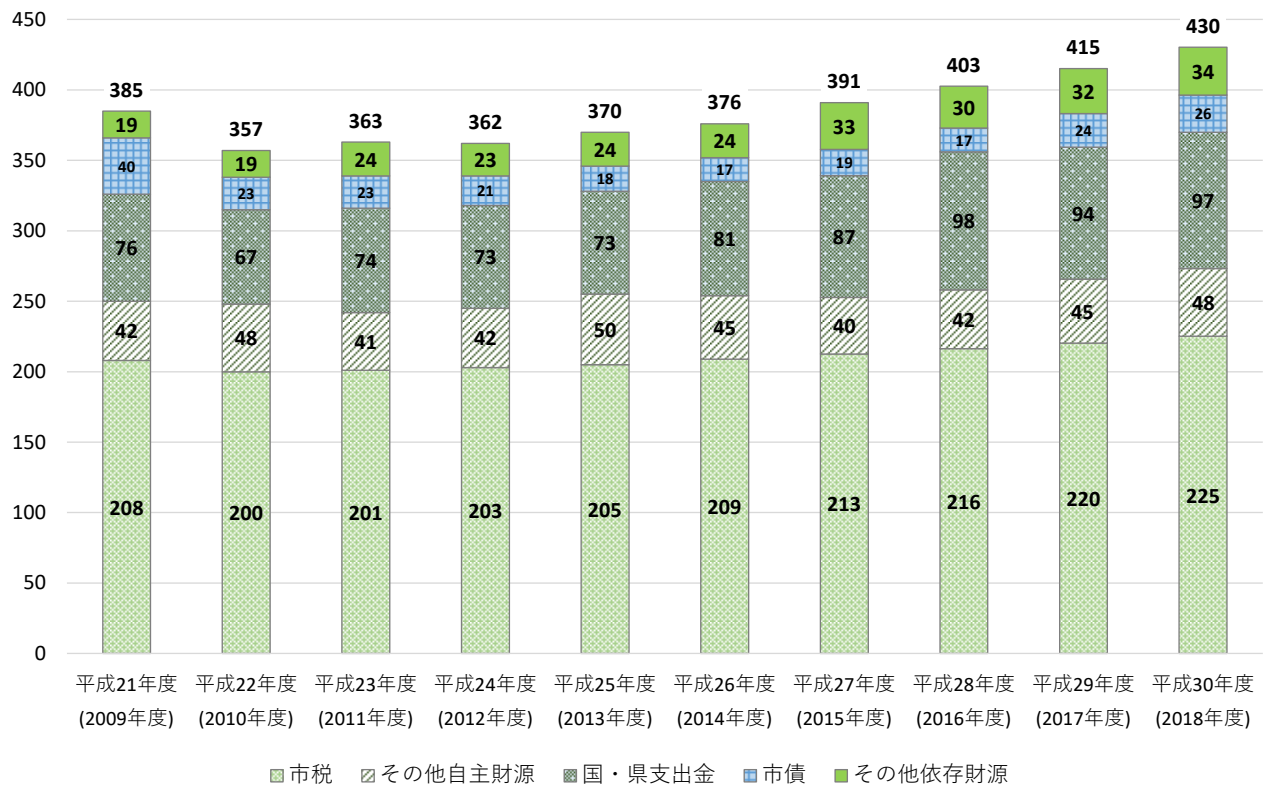
歳出については、少子高齢化の進展が予想されることから、高齢者福祉、障害者福祉などの扶助費が増加傾向にあり、今後も一層の増加が見込まれます。

自主財源…市税や使用料及び手数料、分担金及び負担金などの市が自主的に収入することができる財源です。

依存財源…国・県支出金や地方交付税、地方譲与税など国・県から交付されるものや、市債などの財源です。

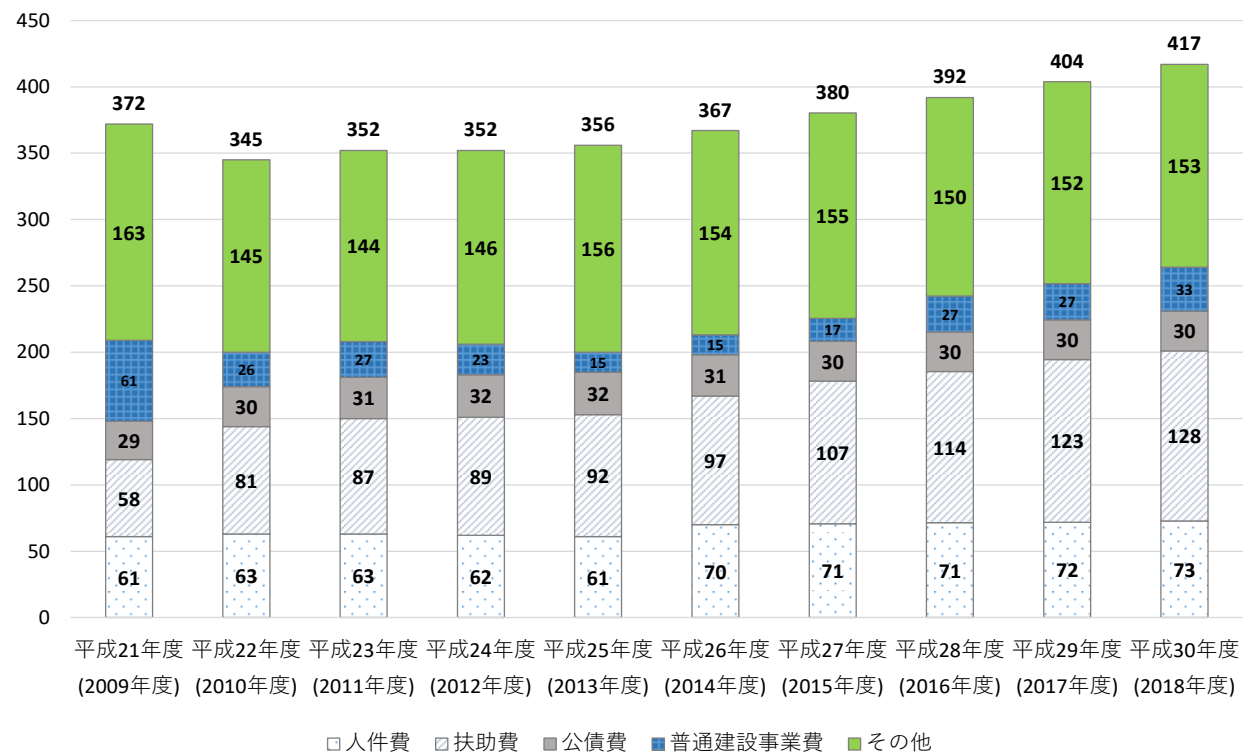
【歳入の推移】

(億円)



【歳出（性質別）の推移】

(億円)



(3) 都市計画

第5次総合計画後期基本計画の5年間における本市のまちづくりの方向性について、次のように位置付けます。

① 土地利用

- ・平成23年に市街化調整区域から市街化区域に編入した旧暫定逆線引き地区の5地区は50ヘクタールを超える規模です。市はこれらの地区で良好な住環境が形成されるよう計画的に取り組んでいます。
- ・キャンプ朝霞跡地については、平成27年の朝霞市基地跡地利用計画に基づいて基地跡地と周辺公共施設との連携の創出など、まちの顔となる魅力ある活用を目指しています。
- ・都市計画マスタープランに基づくまちづくり重点地区については、市全体もしくは周辺地域の活性化に資する有効な土地利用を誘導します。

② 道路交通

- ・本市は、整備が進められている国道254号和光富士見バイパスなど、国道や鉄道を軸に交通の利便性が高いまちです。引き続き、国、県及び民間事業者との連絡網の充実について、さらなる利便性向上を図るとともに、今後は、歩行者優先の生活道路の実現など交通安全の確保にも留意していく必要があります。
- ・市内には公共交通空白地区が存するため、さらなる利便性の向上に向けて公共交通ネットワークの充実を進めていく必要があります。

③ 緑・景観・環境共生

- ・本市は都心に近い住宅都市でありながら、武蔵野の面影を残す黒目川や岡地域から根岸台にかけての緑や湧水、市街地の中心に形成された基地跡地の自然など、環境や景観の面からも価値の高い社会的資源を有しています。暮らしにゆとりとうるおいを生み出し、多くの市民にとって魅力的な社会的資源を活かした都市空間を整備していく必要があります。

④ 市街地整備

- ・子どもや高齢者、障害のある人など、誰もが安心して地域で買い物や生活サービスを受けることができるよう、駅周辺を拠点とした交通ネットワークを充実しつつ、徒歩圏及び駅周辺の商業地のにぎわい創出を進め、より

便利で生活しやすい都市環境の形成に努力していく必要があります。

- ・近年、全国的に空き家等の増加が社会問題となっています。本市においても、景観や治安の維持、持続可能な地域の魅力づくりのため、空き家等の発生予防や適正管理・利活用の促進などを計画的に進めていく必要があります。

⑤ 安全・安心

- ・本市では、これまで浸水被害の抑制を図るため、「雨水排水の緊急改善対策」として浸水被害が発生する場所の対策工事を行ってきました。過去の浸水被害等を教訓として、引き続き適切な防災対策に努めるとともに、住宅が密集する地域の防火・防災対策や環境整備に留意していく必要があります。
- ・今後加速化が予測される少子高齢化や人口減少に備えるために、適正な医療体制や地域福祉体制を構造的に支えるまちづくりが必要です。
また、高齢者や障害のある人などが外出しやすいまちを目指し、さらにバリアフリー化を進めていく必要があります。

4 社会の潮流、まちづくりの課題

私たちを取り巻く社会経済環境は目まぐるしく変化し続けています。前期基本計画中には、新型コロナウイルス感染症が世界中で蔓延するなど、人々の生活様式の変容をもたらしました。

こうした、社会の潮流の変化や本市の取組を踏まえ、その後の課題を整理しました。

(1) 人口構造の変化

全国的には人口が減少する中で、本市の人口は今後もしばらくは増加傾向が続くと見込まれ、また、高齢化率は全国平均と比べて低く推移しています。

しかしながら、将来的には人口減少や高齢化の進展が予測されていることから、引き続き、地域の活力を維持し続けられるまちづくりを推進していきます。

(2) 災害対策

近年、豪雨等の自然災害が頻発化・激甚化しており、本市においても浸水等の被害が発生しています。今後は想定を超える災害等に備え、行政の「公助」だけでなく、地域住民との連携を強め、「自助・共助」の取組を一層推進していく必要があります。

(3) 地域福祉

平成30年4月の社会福祉法改正により、地域福祉計画が高齢者・障害者・児童等の各福祉分野の上位計画として位置付けられるとともに、すべての人が地域で共に暮らし続ける地域共生社会を目指すことになりました。

本市では、これまで、高齢者の困りごと相談をはじめ、生活困窮等の福祉に関する相談業務のワンストップ化を図るため、また、複雑かつ多様化するさまざまな相談に対応するため、新たに福祉相談課を設けるなど、取り組んできました。

今後は、地域共生社会の実現に向けて、例えば、高齢者福祉では、地域包括ケアシステムを深化させるなど、地域福祉を推進する体制の充実を図るとともに、すべての福祉分野において、将来を見据えた、新たな支援体制の構築に努める必要があります。

(4) 子育て支援

本市ではこれまで、保育園や放課後児童クラブ等の整備、保育士の処遇改善、

平成 29 年度には、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制を構築するため、子育て世代包括支援センターを開所するなど、保育サービスの充実に向けた取組を実施してきました。

しかし、今なお保育園については、需要が供給を上回っており、引き続き待機児童の解消が求められていることから、引き続き子育てのしやすさを実感できるまちづくりを進めていく必要があります。

（５）学校教育

令和 2 年度から小学校、令和 3 年度から中学校で実施の新学習指導要領では、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点が重視されています。

また、従来の取組に加え、グローバル化の進展に対応する力を育む教育の推進、GIGA スクール構想の実現、インクルーシブ教育の推進等、質の高い、新しい教育の在り方を整理することが求められています。

（６）生涯学習

人生 100 年時代（※）を迎えるに当たっては、誰もがあらゆる機会に学び続けることができる環境づくりが求められており、生涯学習の重要性はより一層増しています。

本市では、一人一人が生涯にわたって学び続けられる支援体制の一層の充実に取り組むとともに、その学びの成果を生かせる環境整備を推進していく必要があります。

（※）ある海外の研究によれば、「日本では、2007 年に生まれた子供の半数が 107 歳より長く生きる」との推計があり、平成 29 年 9 月に政府において発足した「人生 100 年時代構想会議」では生涯にわたる学習の重要性に関する議論がなされた。

（７）自然・環境

平成 27 年に温室効果ガス削減の新たな国際的枠組みとなるパリ協定が採択されるなど、地球温暖化による気候変動への対応が求められております。本市においても、自然との共生や持続可能な地域づくりに対して、社会全体で取り組んでいく必要があります。

(8) コミュニティ

本市では、地域コミュニティの要である自治会・町内会の加入率の低下が続いています。自治会・町内会は地域の防災力や快適で住みよいまちづくりの重要な基盤であることから、市民が自治会・町内会活動に参加しやすい環境を整備していく必要があります。

(9) 都市基盤の整備

本市では、令和元年7月に市民や交通事業者、関係機関等で組織する地域公共交通協議会を設置し、持続可能な地域公共交通ネットワークの実現を目指し協議を進めています。

また、「朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画」に基づき、シンボルロードの第1期整備を行いました。今後も、「遊び・学び・癒される・憩いの森」、「人と自然が共存する森」を目指し、その実現に向けて「市民が守り育てる森」となるように仕組みをつくっていく必要があります。

上下水道施設の老朽化等に伴う更新事業については、多額の費用や時間を要することから、計画的に進めていく必要があります。

近年、局地的な豪雨が多発し、浸水被害が発生していることから、令和元年8月に策定した「朝霞市雨水管理総合計画」に基づき、浸水被害地域の軽減対策を進めていく必要があります。

(10) 産業活性化

本市は、令和元年度から10年間を計画期間とする朝霞市産業振興基本計画を策定し、市民生活と調和し豊かな暮らしを実現する産業を振興する必要があります。

また、ここで小学校跡地及び民間の工場跡地に、企業や住宅を含む大型商業施設などが移転、開業しており、地域の発展に寄与するまちづくりを推進していくことが求められています。

(11) 情報化社会

AI、5Gなどといった最新テクノロジーが、経済活動を取り巻く環境を変革させるとともに、市民の暮らしを大きく変えようとしています。本市においても多様化する住民ニーズに応えるため、ICTを活用して、行政事務の効率化・高度化を図り、住民サービスを向上していくことが求められています。

(12) 人権の尊重

市民の人権尊重意識の醸成に向け、様々な人権教育や啓発事業、各種相談などの取組を進めていますが、社会情勢や価値観の変化、情報化に伴い、国際的な課題や、多様な性の理解促進など新たな人権課題が顕在化しています。

「私が暮らしつづけたいまち朝霞」の実現に向け、お互いの能力や特性を尊重し、市民一人一人の気づきを促す教育、啓発と、関係機関による連携を充実していく必要があります。

(13) 市民参加・協働の推進

多様化する市民ニーズや地域の課題に対応するため、引き続き、市民のまちづくりの関心を高め、市政への参画の機運醸成が求められています。

また、子どもの権利条約において、子どもの市政参画の充実が求められており、本市においても、主権者教育の推進を通じて機会拡充を図ることが必要です。

(14) 適正な行財政運営

歳入の約6割を自主財源で賄っているものの、経常収支比率は高い水準となっており、財政は硬直化の傾向にあります。

また、扶助費は急速に増加しており、今後も減少する要因がないため、引き続き厳しい財政状況にあります。より一層の財政運営の効率化が必要です。

5 SDGsの視点を踏まえた施策の推進

平成 27（2015）年に国連サミットで、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals＝SDGs）が採択されました。

令和 12（2030）年を期限として、先進国を含む国際社会全体の 17 の開発目標と、それを実現するための 169 のターゲットから構成されています。「誰一人取り残さない」を理念とし、経済、社会、環境を巡る広範囲な課題に取り組むものです。

本市では、「私が 暮らしつづけたいまち 朝霞」を推進しており、暮らし続けたいと思える魅力的なまちにしていけることが、持続可能な社会を目指す SDGs の目標と結びついています。よって、SDGs が掲げる理念や目標を身近なものに感じながら、後期基本計画を推進し、持続可能な社会や人々が安心して暮らすことができる社会の実現を目指していきます。

SDGs の 17 の目標



序章 後期基本計画について

1 後期基本計画の概要

基本計画は、将来像を実現するため、基本構想に掲げた6つの施策を具体的、体系的に示すもので、前期と後期に分け、それぞれ5年間を計画期間とします。

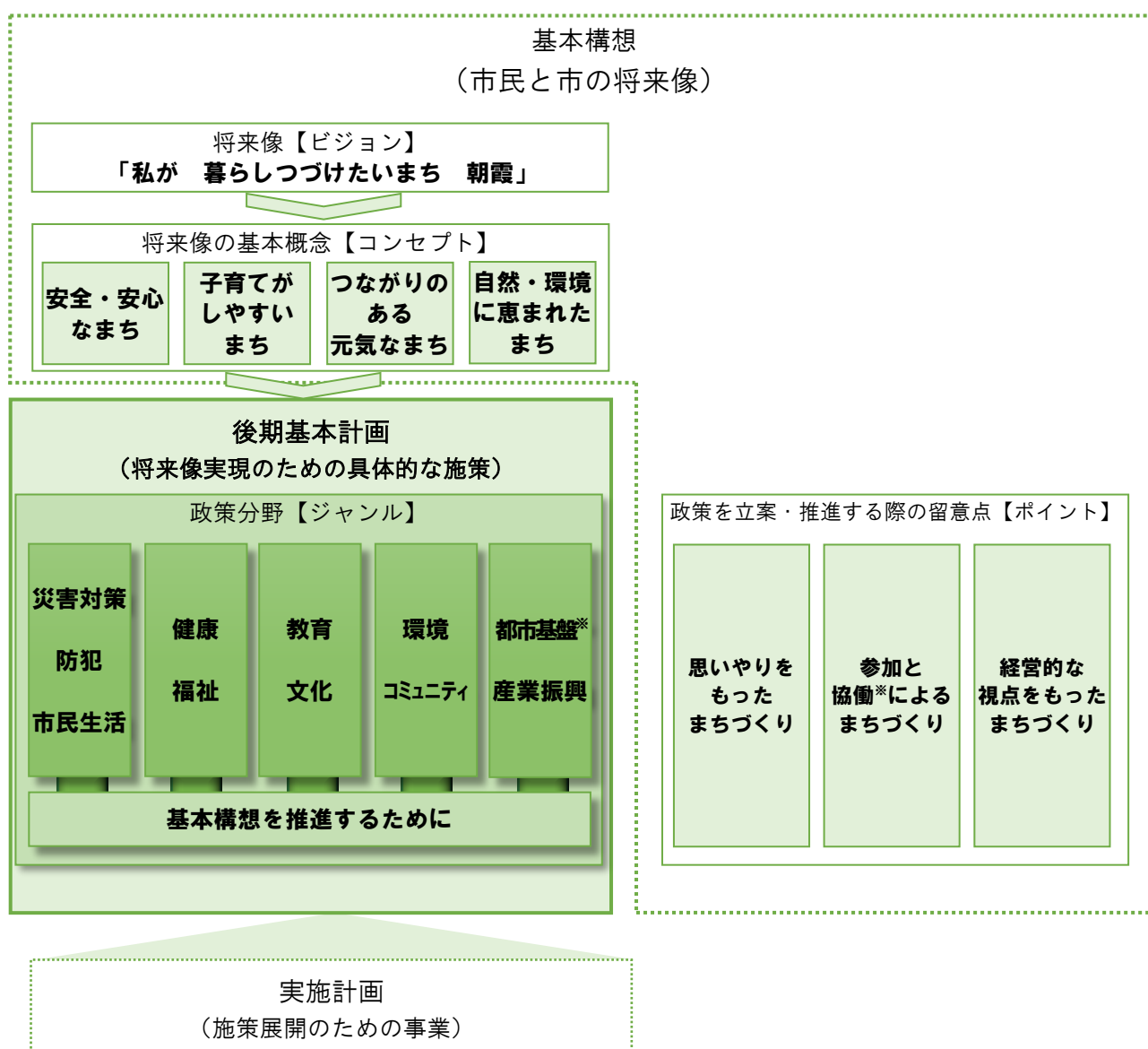
【基本構想・基本計画の計画期間】

基本構想：平成28（2016）年度～令和7（2025）年度

前期基本計画：平成28（2016）年度
～令和2（2020）年度

後期基本計画：令和3（2021）年度
～令和7（2025）年度

【基本構想・後期基本計画・実施計画の構成】



2 後期基本計画の考え方

第5次総合計画後期基本計画は、以下の考え方に基づき策定しています。

(1) 成果を検証できる計画

施策の実行の成果を具体的に検証できるようにするため、「中柱」の施策に成果指標（目標値など）を設定しています。

(2) 組織マネジメントにつながる計画

各部・課の使命と責任を明確にし、各部・課が総合計画に基づき組織マネジメント（事業立案、業務展開、進行管理など）を進めることにつながる計画としています。

具体的には、各組織のマネジメントの基礎的な単位となる「大柱」と「主担当課」を明確にし、複数課の担当する「大柱」については、取りまとめの「主担当課」を位置付けて、組織間の連携を重視して施策を推進していくこととしています。行政分野ごとに策定されている個別計画との関連性を明確にし、効率的かつ透明性の高い計画としています。

(3) 事務事業の立案・選定・見直しの拠り所となる計画

市では、最少の経費で最大の効果が得られる行財政運営を行うため、事務事業を立案・選定する際の基準としてこの基本計画を活用します。

また、事務事業については本計画（後期基本計画、実施計画）と対応している行政評価（施策・事務事業評価、外部評価）の結果を活用し、毎年度見直しを行うこととしています。

3 財政見通し

我が国の経済状況は、景気については内需を中心に回復基調を示してきましたが、令和元年（2019）10月に実施された消費税率の引上げや、米中貿易摩擦などの海外の情勢、また、新型コロナウイルスなどの影響により、先行きは不透明な状態にあります。

本市では、今後、歳入の大幅な伸びは期待できないと見込まれる中、歳出では、少子高齢化の進行、都市基盤の老朽化対策、安全・安心のまちづくりなど、社会の変化や市民の価値観の多様化に対応しながら、計画的にまちづくりを進めていく必要があります。

こうした状況のもと、第5次総合計画後期基本計画においては、計画策定時の税財政制度等が続くものとして、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度の5か年の財政見通しを立てるものとします。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、我が国の経済は極めて厳しい状況にあり、リーマンショックと同程度かそれ以上の減収等の影響があるものと考えられますが、感染症の影響による減収等については、現時点では把握が困難なため、今回の財政見通しには反映していません。市は、今後も引き続き社会経済環境、国の経済予測及び財政計画の動向を注視しながら、計画的で健全な財政運営に努めます。

推計方法（参考） **※新型コロナウイルス感染症の影響による減収等は反映していません。**

計画策定時における税財政制度や手当・医療制度が続くものとして、令和2（2020）年度当初予算をベースに財政見通しを試算しています。

○歳入の見通し

市 税：令和2（2020）年度の収入見込額をもとに、過去の実績などを踏まえて試算しています。

譲与税・交付金：令和2（2020）年度予算をベースに、過去の実績などを踏まえて試算しています。

国・県支出金：現行補助制度の対象事業を前提に過去の実績などを踏まえて試算しています。

市 債：対象事業を想定し、試算しています。

その他：分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入を推計。

○歳出の見通し

人件費：現行の給与制度に変更がないものとして、令和2（2020）年度予算をベースに試算しています。

扶助費：現行制度に変更がないものとして、令和2（2020）年度予算をベースに試算しています。

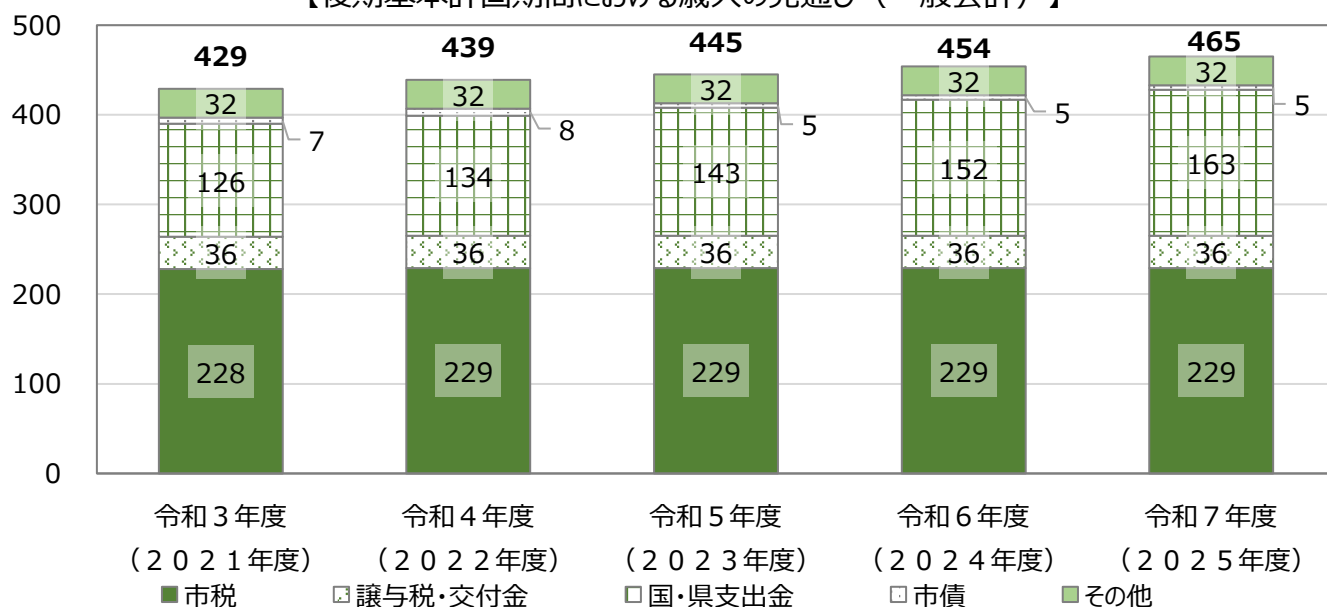
公債費：令和元（2019）年度までの市債借入額と、令和2（2020）年度以降の市債借入見込額をもとに、元利償還金額を試算しています。

投資的経費：基本計画に連動する事業費を試算しています。

その他：物件費、維持補修費、補助費等、積立金、貸付金、繰出金を推計。

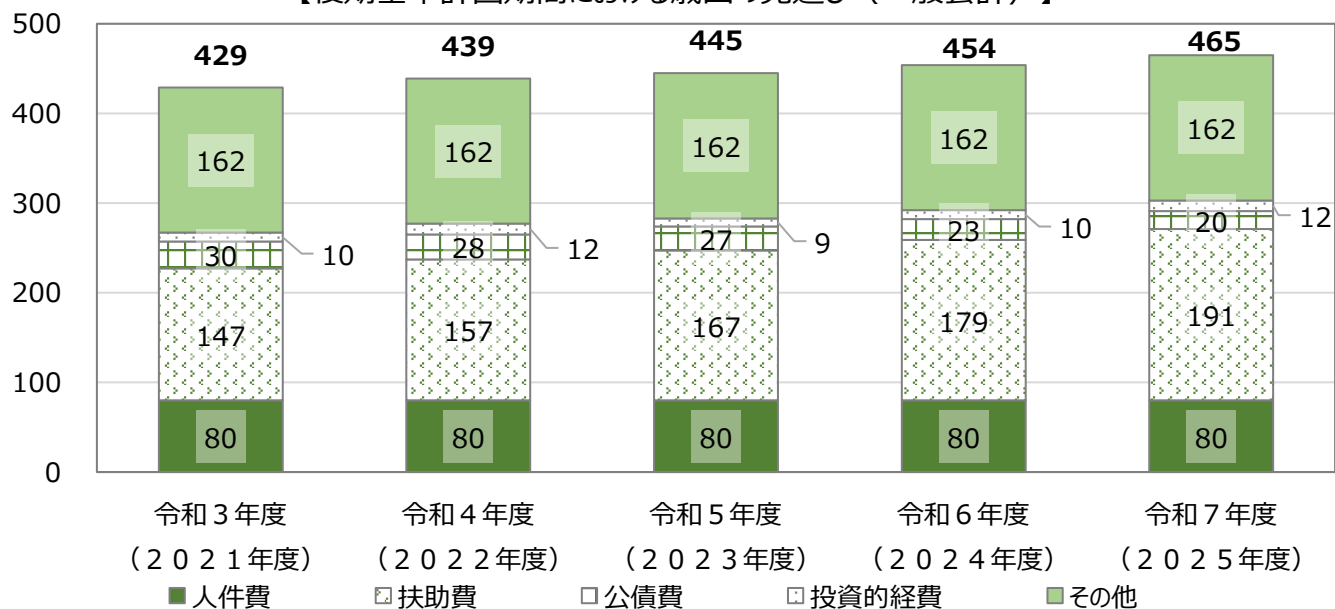
(億円)

【後期基本計画期間における歳入の見通し（一般会計）】



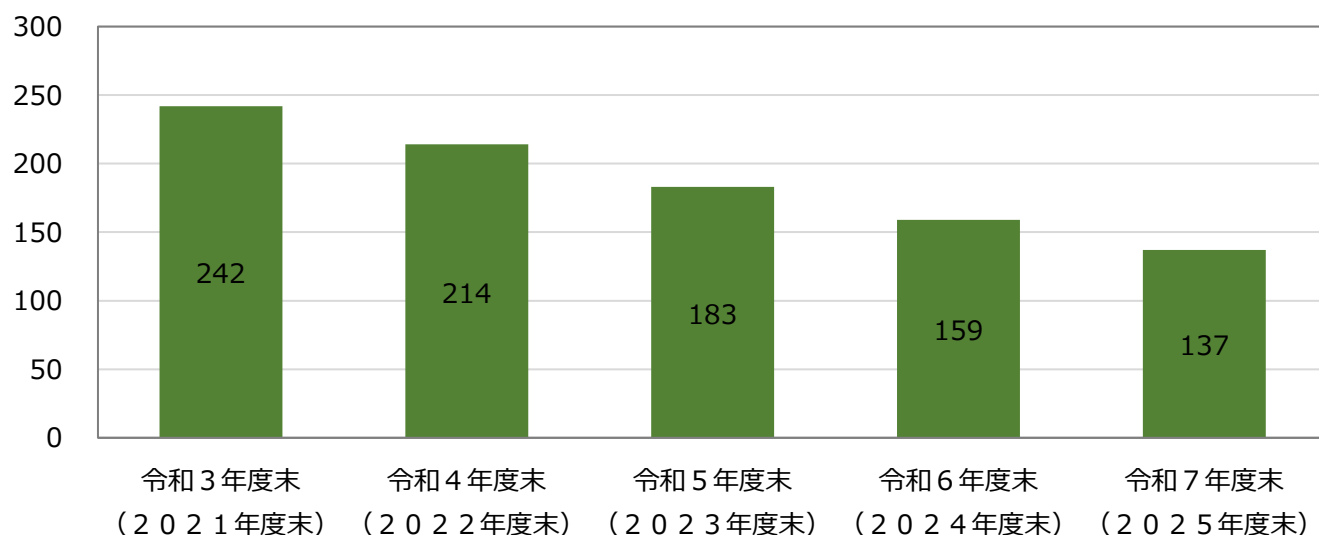
(億円)

【後期基本計画期間における歳出の見通し（一般会計）】



(億円)

【市債残高の見通し】



4 施策体系

基本構想 (市民と市の将来像)

将来像【ビジョン】
「私が 暮らしたいまち 朝霞」

将来像の基本概念【コンセプト】

安全・安心
なまち

子育てが
しやすい
まち

つながりの
ある
元気なまち

自然・環境
に恵まれた
まち

後期基本計画 (将来像実現のための具体的な施策)

政策分野【ジャンル】

災害対策
防犯
市民生活

健康
福祉

教育
文化

環境
コミュニティ

都市基盤※
産業振興

基本構想を推進するために

政策を立案・推進する際の留意点【ポイント】

思いやりを
もった
まちづくり

参加と
協働※による
まちづくり

経営的な
視点をもった
まちづくり

実施計画 (施策展開のための事業)